

恵庭市長定例記者会見

日時：令和7年3月24日(月)15時

会場：第2・3委員会室

【 次 第 】

1. 開 会

2. 発 表

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 恵庭市中小企業等振興融資制度の見直し | ・・・・・・・・資料1 |
| ② ルルマップ自然公園ふれらんど | |
| ③ 証明書の休日交付窓口の縮小 | |
| ④ 自転車安全対策推進事業 | ・・・・・・・・資料2 |
| ⑤ 高齢者補聴器利用促進モデル事業 | ・・・・・・・・資料3 |
| ⑥ 歯科休日当番体制の見直し | |
| ⑦ 带状疱疹ワクチン接種費用助成 | |
| ⑧ 令和7年度 恵庭市行政組織機構 | ・・・・・・・・資料4 |
| ⑨ 基線跨線橋供用開始に伴う
黄金南地区のスクールバスの運行終了 | |

3. 質 疑

4. 閉 会

恵庭市中小企業等振興融資制度の見直しについて

<中小企業等振興融資制度とは>

このたび、市内の中小企業等の金融の円滑化や経営基盤の強化、事業の活性化を図ることを目的とした市の融資制度の見直しを行うこととなりました。

<対象>

令和7年4月1日以降に新たに申し込みを行う融資が対象となり、同年3月31日以前に申し込みを行った融資については、見直し前の制度が適用となります。

<主なポイント>

項目	～令和7年3月31日	令和7年4月1日～	備考
利率	平成22年度の現行融資制度開始時の利率	北海道中小企業総合振興資金（新長期プライムレートに合わせて変動）に準じる運用に変更	利率の改定時期は毎年4/1及び10/1（近隣市も同様）。
固定・変動	借入時点の適用利率で全期間固定		取扱変更なし
据置期間	市長が必要と認める場合に1年以内の期間で可能		取扱変更なし
利子補給	起業家育成資金のうち、空き店舗に開業する場合に限る。	なし	
信用保証料補給	・起業家育成資金にかかるものの全額 ・融資額500万円以内の小口事業資金にかかるものの2分の1	全ての融資にかかるものの全額	
融資金額		限度額一部引き上げ	
融資の種類		経営安定資金の廃止	
保証人		法人向け融資の際に必要としていた連帯保証人の設定を原則不要とする。	金融機関又は信用保証協会が必要とする場合を除く。

令和7年度恵庭市中小企業振興融資制度の見直しに関する比較表

		～令和7年3月31日				令和7年4月1日～				
資金の区分		利子補給	保証料補給	融資金額	利 率	利子補給	保証料補給	融資金額	利 率	
一 般 事 業 資 金	運転資金	無	無	1,000万円以内	3年以内 1.8 %	無	全額	2,000万円以内	3年以内 1.6 %	
					5年以内 2.0 %				5年以内 1.8 %	
	設備資金 (市内設備に限る)			3,000万円以内	7年以内 2.2 %			7年以内 2.0 %		
					1 0年以内 2.4 %			1 0年以内 2.2 %		
小 口 事 業 資 金	運転資金	無	2分の1 ※500万円以内 の融資に限る	1,250万円以内	3年以内 1.6 %	無	全額	2,000万円以内	3年以内 1.4 %	
					5年以内 1.8 %				5年以内 1.6 %	
	設備資金 (市内設備に限る)				1 0年以内 2.2 %				7年以内 2.0 %	7年以内 1.8 %
									1 0年以内 2.2 %	1 0年以内 2.0 %
起 業 家 育 成 資 金	運転資金	0.2% ※空き店舗 の開業に限る。	全額	500万円以内	3年以内 1.4 %	無	全額	2,000万円以内	3年以内 1.2 %	
					5年以内 1.6 %				5年以内 1.4 %	
	設備資金 (市内設備に限る)				1 0年以内 2.0 %				7年以内 1.8 %	7年以内 1.6 %
									1 0年以内 2.0 %	1 0年以内 1.8 %
経 営 安 定 資 金	(1) 不況対策資金		市	500万円以内	3年以内 1.6 %	R7.3.31をもって新規融資廃止 (既存融資については、従前の例による)				
	(2) 倒産関連防止資金				5年以内 1.8 %					
	(3) 災害対策資金									
	(4) 金融取引対策資金									
	(5) アスベスト対策資金	市	500万円以内	1年以内 1.0 %						
	(6) 物価高騰緊急小口対応 資金			3年以内 1.2 %						
				5年以内 1.6 %						
				7年以内 1.8 %						

(注) 3月14日の経済建設常任委員会終了後に、北海道より利率を変更する旨通知がありました。

注) 令和7年3月14日の経済建設常任委員会後に、北海道より利率を0.1パーセント引き上げる旨通知がありましたので、同委員会において示した資料とは利率が異なります。

自転車安全対策推進事業について

1. 経 緯

自転車乗用中の死者の約6割が頭部に損傷を負っており、交通事故の被害を軽減するためにはヘルメットの着用が重要である。しかしながら、市内のヘルメット着用率は低い状況にあることから、ヘルメット着用率の向上を図り、交通死亡事故のリスクを低減させるための事業を恵庭市交通安全運動推進委員会（以下「推進委員会」という）と協力し実施する。

2. 事業内容

（1）自転車用ヘルメット普及促進モニター事業 〔事業費（予算案）：159,500円〕

推進委員会を通じて、65歳以上の者を「自転車用ヘルメットモニター」として指定し、自転車用ヘルメットを無償配布するとともに交通安全活動に参加や協力を促すことにより、ヘルメット着用の重要性の理解及び周囲への自転車用ヘルメット着用の機運醸成を図る。

- ①配布個数： 25個
- ②配布者： 市内在住の65歳以上の方を対象にモニター協力者を募集し決定
(応募多数の場合は抽選)
- ③募集期間： 4月1日(火)～4月30日(水)
- ④応募方法： 電子申請・郵送・持参
- ⑤その他： ヘルメット配布時にヘルメット着用の重要性や交通安全活動についての説明会を実施し、交通安全活動に参加や協力をしていただくほか、アンケートなどを実施する

（2）自転車用ヘルメット購入費助成事業 〔事業費（予算案）：338,500円〕

推進委員会を通じて、市内の小学生以下の者のためのヘルメットを購入する者に対し、販売価格の一部助成をすることにより、購入者の負担軽減を図る。

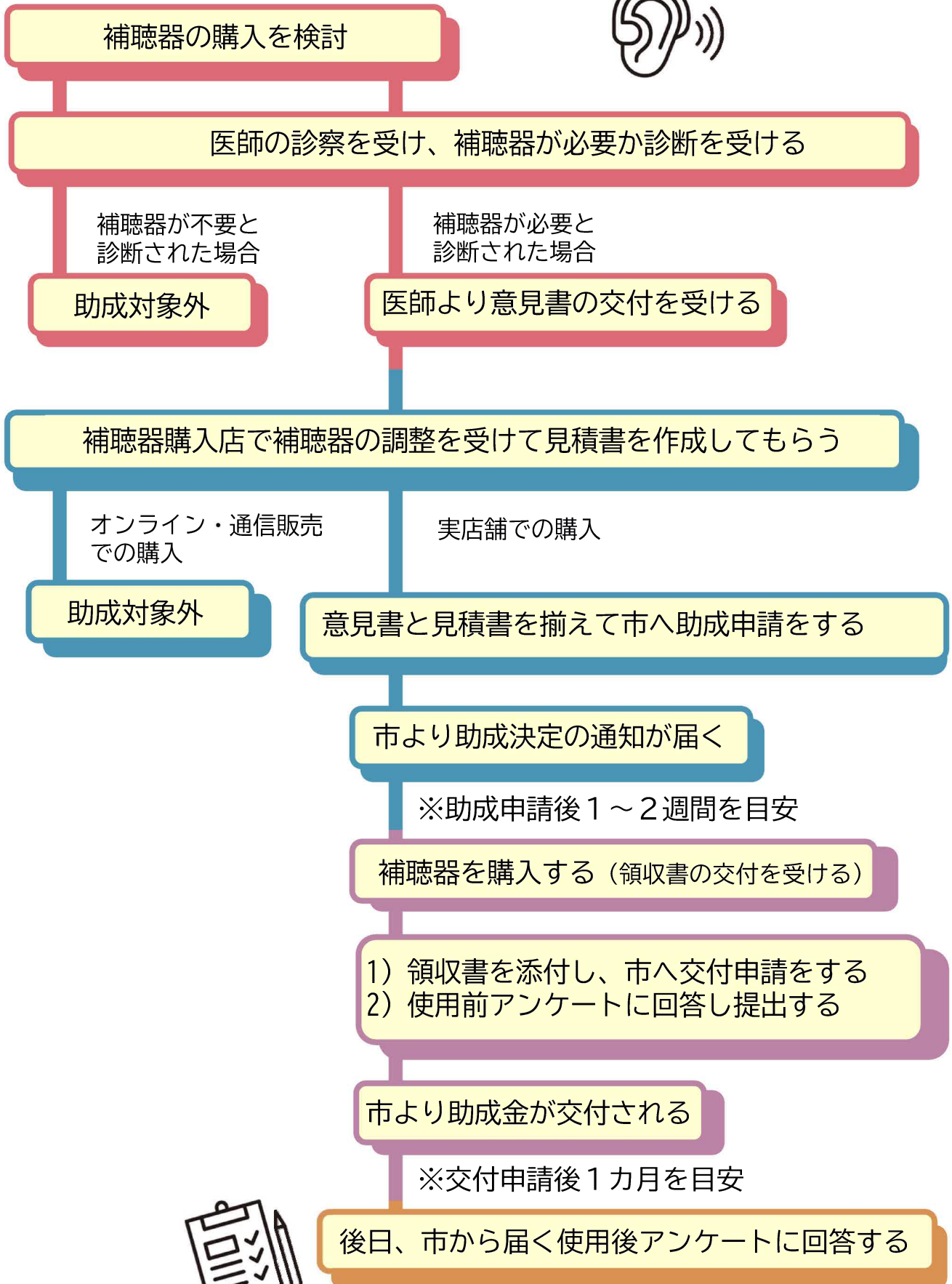
- ①助成対象数： 100個
- ②助成対象者： 市内在住の年度内に満4～12歳となる者
- ③助成額： 上限3,000円（3,000円以下の場合は全額助成）
- ④対象ヘルメット： ア 新品のものであること
イ 市内の店舗で購入したものであること
ウ 自転車乗車用に製造されたものであること
エ 令和7年4月1日以降に購入されたものであること
オ SGマーク、JCFマーク等の安全性の認証を受けたものであること
- ⑤申請期間： 5月1日(木)～11月30日(日)まで
- ⑥申請方法： 電子申請・郵送・持参

3. 今後のスケジュール

- 4月 周知（広報、ホームページ、SNSなど）、ヘルメットモニター募集
- 5月 ヘルメット購入費助成申請開始
- 6月 モニターにヘルメットを配布

■高齢者補聴器利用促進モデル事業

【補聴器購入助成までの流れ】



※アンケートは助成後3カ月を目安にご自宅に郵送いたします

○恵庭市高齢者補聴器利用促進モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度程度の難聴高齢者に対し補聴器の購入に要する費用等の一部を助成することにより、補聴器の利用を促進し、もってコミュニケーションの質の向上を図り、認知症予防をはじめとした介護予防に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者は、申請日時点において次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上であり、身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付対象とならない者であること。
- (3) 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、聴力の低下のため日常生活に支障があること及び補聴器の使用が必要であることについて、原則市内に医療施設を有する補聴器相談医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の理事長が委嘱する補聴器相談医をいう。）の証明を受けている者であること。
- (4) 店舗で補聴器の調整を受けて購入する者であること。
- (5) 市が実施する補聴器装用による効果測定アンケートに協力する者であること。
- (6) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による助成を受けた者その他この要綱による助成金の交付を受けることが適当でないと認める者は、この要綱による助成を受けることができない。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 補聴器（店舗において販売されるものに限る。）の購入に要する費用

(2) 前条第1項第3号に規定する事項を証明する書類の作成に要する費用

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象費用の額に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円とする。

(助成の申請)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵庭市高齢者補聴器利用促進モデル事業助成申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(1) 恵庭市高齢者補聴器利用促進モデル事業助成に関する意見書（様式第2号）

(2) 補聴器販売業者が作成した補聴器の見積書

2 前項第2号に掲げる補聴器の見積書は、補聴器を販売する事業者が申請者の聴力検査及び補聴器の適切な調整を行った上で作成しなければならない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、助成の可否を決定し、恵庭市高齢者補聴器利用促進モデル事業助成決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補聴器購入)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、補聴器販売業者から補聴器の購入を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条の規定により補聴器の購入を行った交付決定者は、恵庭市高齢者補聴器利用促進モデル事業助成請求書（様式第4号）に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査し、正当な請求と認めたときは、延滞なく交付決定者に当該請求額を支払うものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他補聴器購入費の助成が不適切と市長が認めるとき。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、恵庭市補助金等交付規則(平成12年規則第8号)の規定を準用するほか、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

資料④

